＼教えて！／

JHF 質問箱 vol. 46

住宅金融支援機構の融資制度の疑問を
JHF職員がわかりやすくお答えします!

教えてくれた人



まちづくり融資部
N副調査役

Q1 「まちづくり融資」とはどのような制度ですか?

A1 「マンション再生事業や市街地再開発事業等の「まちづくり事業」を対象に、事業の初動期から完了までの各段階における資金ニーズにお応えする融資制度です。

住宅金融支援機構は、高経年マンションの増加と居住者の高齢化といった「マンションの2つの老い」の課題解決や住宅市街地の防災性の向上を目的に実施される事業を資金調達の面から支援しています。

まちづくり融資をご利用いただくには一定要件を満たす必要がございます。詳細は機構HPをご確認ください

地域要件　事業要件
申込人要件　建築物要件

再開発やマンション建替え事業の場合

まちづくり融資で高齢者返済特例を利用する場合

Q2 2026年4月から拡充された融資対象について教えて!

A2 マンションにおける「更新(一棟リノベーション)」「建物取壊し敷地売却」「建物取壊し」の3つの事業が新たに融資対象になりました。

ポイント1 新たな再生手法「更新(一棟リノベーション)事業」をサポート

マンションの躯体を活かしながら耐震性を高める補強工事や、全ての専有部分の間取り変更など大規模な改良を行う更新事業が融資対象に!

ポイント2 「建物取壊し敷地売却事業」の追加と売却後建築物の要件緩和

建物除却後の敷地売却事業も融資対象になりました!また、「要除却等認定」を受けていれば、敷地売却後の建物がマンション以外の場合も融資対象に!

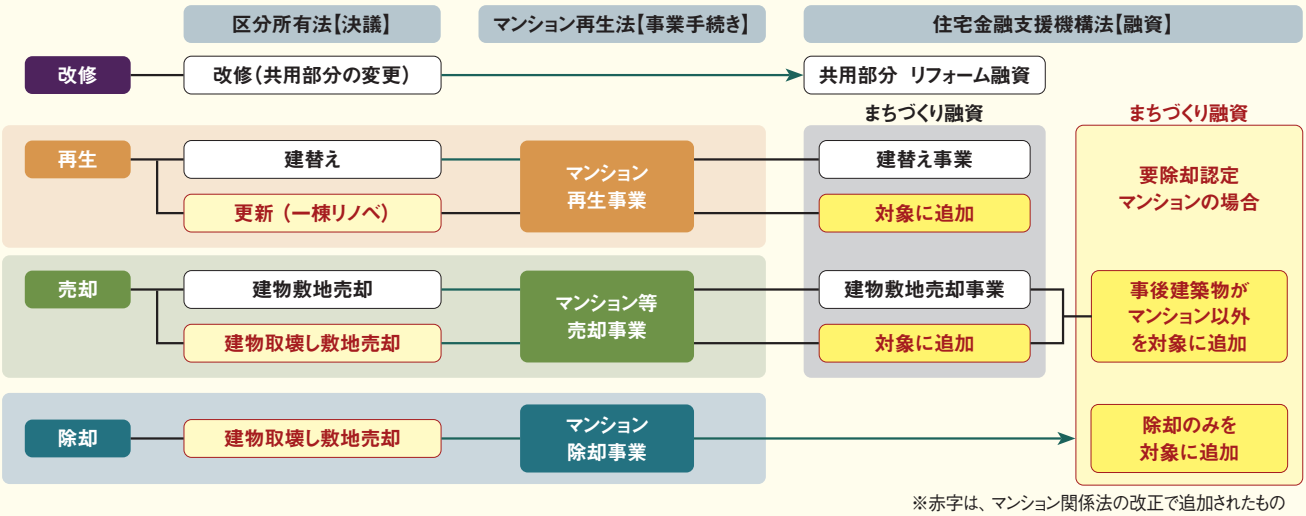
ポイント3 建替えや売却が困難なマンションの取壊しも支援

建替えや売却等が難しいマンションでも、「要除却等認定」を受けていれば、除却費用の融資が可能になりました!

ポイント4 まちづくり融資(高齢者向け返済特例)で合意形成を後押し

60歳以上の方が更新(一棟リノベーション)事業等により供給された住宅を取得する場合にも、毎月の返済を利息のみとできるよう制度を拡充しました!

マンション関係法の改正に伴うまちづくり融資の拡充



※赤字は、マンション関係法の改正で追加されたもの